(名称)

第1条 この会は、あさピーサポーターズ(以下「サポーターズ」という。)と称 する。

(目的)

- 第2条 サポーターズは、あさピーの情報を広く発信し愛着や認知度を高めることにより、旭市の知名度向上とイメージアップを図ることを目的とする。 (運営)
- 第3条 サポーターズの運営は、旭市商工観光課(以下「事務局」という。)が行う。
- 2 事務局は、サポーターズの会員(以下「会員」という。)へ連絡等を行う場合、メール配信又は文書にて行う。

(会員)

- 第4条 会員になることができる者は、次の各号のすべてに該当する者(個人に限る。)とする。
 - (1) サポーターズの目的に替同する者
 - (2) あさピーが好きで、あさピーの活動を応援する者 (入会)
- 第5条 会員となることを希望する者(以下「入会希望者」という。)は、あさピーサポーターズ入会申込みフォーム又は事務局に直接申込むものとする。
- 2 事務局は、前項の規定により入会申込みがあった場合は、申込内容を審査のうえ、入会を承認しメンバーズカードを交付するものとする。ただし、入会希望者が会員として不適当であると事務局が認める場合は、入会を承認しないことができる。
- 3 メンバーズカードは、一人につき一枚交付するものとし、他の者に譲渡又は貸 与してはならない。
- 4 紛失等によりメンバーズカードの再発行を希望する者は、再度入会申込み手続きを行い、事務局が既存会員データを削除したうえで、新規にカードを交付するものとする。

(入会金及び年会費等)

- 第6条 サポーターズに入会するための入会金及び年会費は、無料とする。
- 2 事務局からのメール配信にかかる通信(受信)費用は会員の負担とする。 (有効期間)
- 第7条 会員の有効期間は、メンバーズカードの交付を受けた日からサポーターズ が解散する日又は第11条の規定により会員資格を取り消された日までとする。 (会員の活動)
- 第8条 会員の活動は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (<u>1</u>) あさピーや旭市の魅力、出来事などを口コミ、雑誌、インターネット等により発信する。
- ($\underline{2}$) <u>前号</u>に掲げるもののほか、その他自分でできる方法でのPRを行う。 (禁止行為)
- 第9条 会員は、活動にあたって、次の各号に掲げる事項を行ってはならない。
 - (1) あさピーや旭市の信用及び品位を害する行為
 - (2) 法令又は公序良俗に反する行為
 - (3) 他の会員、市又は第三者を誹謗中傷したり、不利益を与えたりする行為
 - (4) 特定の個人、政党若しくは宗教団体を支援又は公認する行為
 - (5) サポーターズの運営を妨害する行為(退会)
- 第10条 サポーターズの退会は、会員からの届出によるものとする。 (会員資格の取消し)
- 第11条 事務局は、会員が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、 会員の資格を取り消すことができる。
 - (1) この会則に違反したとき、又は違反したことが判明したとき。
 - (2) 入会申込みの内容に虚偽又は不正があったとき。
 - (3) 前条の規定により会員本人から退会の申し出があったとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、会員として不適当であると事務局が認めたとき。
- (5) 第5条第4項の規定に基づき、カードの再発行を希望するとき。 (メンバーズカードの返却)
- 第12条 前条の規定により会員でなくなったときは、メンバーズカードを事務局 へ返却するものとする。ただし、前条第5号に該当する場合を除く。 (個人情報)
- 第13条 事務局は、会員の個人情報をサポーターズの会員管理、運営及び活動の ために必要な範囲に限って収集又は利用するものとする。 (補則)
- 第14条 この会則に定めるもののほか、サポーターズの運営に関して必要な事項は、別に定める。

附則

- この会則は、平成30年7月5日から施行する。 附 則
- この会則は、令和7年4月1日から施行する。